

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二五
 - 計量器の定期検査を実施する件 二五
 - 土地改良区の解散を認可した件 二六
 - 道路の区域を変更する件 二六
 - 福島県公安委員会 二六
 - 福島県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則 二八
 - 福島県選挙管理委員会 二八
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二九
 - 福島海区漁業調整委員会 二九
 - 漁業法により指示する件 二九
 - 有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件の一部を改正する件 二九

告 示

福島県告示第二百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年九月十日から令和二年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四〇筆
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 葛谷 悦敏
（変更後）代表取締役 船橋 啓二
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二四号
（変更後）東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 三 変更した年月日
- 四 届出年月日
令和元年八月三十日
- 五 届出をした者
MULプロパティ株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和元年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡広野町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三三九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	一〇月二四日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	広野町中央体育館
田村郡三春町		一〇月二五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	三春町民体育館

福島県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月10日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第4号

福島県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則

(福島県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 福島県警察国有物品管理規則(昭和40年福島県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号備考2、様式第2号備考2、様式第3号備考2、様式第4号備考2、様式第6号備考2、様式第7号備考及び様式第10号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第2条 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則(平成13年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び様式第1号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第3条 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2、様式第2号備考、様式第3号備考及び様式第4号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福島県公安委員会行政不服審査法施行細則の一部改正)

第4条 福島県公安委員会行政不服審査法施行細則(平成28年福島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福島県警察国有物品管理規則、福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則及び福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則に規定する様式については、この規則による改正後の福島県警察国有物品管理規則、福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則及び福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則様式第1号による請求書及び福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号から様式第4号までの請求書は、それぞれ改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則様式第1号による請求書及び福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号から様式第4号までの請求書とみなす。

(警 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和元年九月一日現在において、次のとおりである。

令和元年九月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、〇二二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇〇、一三六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 八、七 三 一	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一 八、二 八 一
-------	-------	-----------	-------	-------------	-----------

会津若松市	三三、二四八	南相馬市相馬郡飯館村	一九、〇五四
郡 山 市	九〇、三〇四	伊達市伊達郡	二七、三〇九
い わ き 市	九〇、九七四	本宮市安達郡	一〇、八六二
白河市西白河郡	三〇、四八四	南 会 津 郡	七、五七〇
須賀川市岩瀬郡	二六、三七九	河 沼 郡	六、三三二
喜多方市耶麻郡	二一、〇九三	大 沼 郡	七、三八一
相馬市相馬郡新地町	二二、〇五三	東 白 川 郡	八、九七五
二 本 松 市	一五、五〇〇	石 川 郡	一一、二四四
		双 葉 郡	一七、九二五

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年九月十日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号及び第三号から第五号までに規定する区域においては、令和元年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

雑 報

福島県道路公社公告第一号

有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件（平成十三年福島県道路公社公告第二号）の一部を次のように変更し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月十日

福島県道路公社

一の備考以外の部分を次のように改める。
料金の額

特 大 車	大 型 車	中 型 車	普 通 車	軽 自 動 車 等	車 両 の 種 類 料 金 の 額 (通 行 一 回 当 た り 単 位 円)
八 九 〇	五 二 〇	三 七 〇	三 一 〇	二 六 〇	

理事長 島 俊 秀